

鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱の一部改正

鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成 19 年 8 月 1 日付第 200700065699 号鳥取県県土整備部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、委託対象設計金額が <u>100</u> 万円以上であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額未満の測量等業務を制限付一般競争入札に付する場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）で規定されたもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第 2 条～第 3 条 略</p> <p>(入札方法の選定)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、発注機関は、次の各号のいずれかに該当するとして資格審査委員会（鳥取県建設工事等資格審査委員会運営要領（平成 22 年 3 月 30 日付第 200900207123 号県土整備部長通知）に基づき発注機関が設置するものをいう。以下「委員会」という。）の承認を得た測量等業務については、前項に定める方法以外の入札の方法又は随意契約の方法により、当該測量等業務の契約を締結することができる。</p> <p>(1) 災害復旧、適期施工等のため直ちに発注する必要があると知事が認めた測量等業務</p> <p>(2) 業務の内容等からみて特別の理由があると知事が認めた測量等業務</p> <p>(3) 優良な中小業者を積極的に指名する必要があるとき</p> <p>第 5 条 略</p> <p>別表第 2（第 5 条関係）</p> <p>建設コンサルタント登録、地質調査業者登録、補償コンサルタント登録、同種業務実績及び配置技術者要件を設定する業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、委託対象設計金額が <u>500</u> 万円以上であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額未満の測量等業務を制限付一般競争入札に付する場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）及び鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）で規定されたもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第 2 条～第 5 条 略</p> <p>(入札方法の選定)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、発注機関は、次の各号のいずれかに該当するとして資格審査委員会（鳥取県建設工事等資格審査委員会運営要領（平成 22 年 3 月 30 日付第 200900207123 号県土整備部長通知）に基づき発注機関が設置するものをいう。以下「委員会」という。）の承認を得た測量等業務については、前項に定める方法以外の入札の方法又は随意契約の方法により、当該測量等業務の契約を締結することができる。</p> <p>(1) 災害復旧、適期施工等のため直ちに発注する必要があると知事が認めた測量等業務</p> <p>(2) 業務の内容等からみて特別の理由があると知事が認めた測量等業務</p> <p>第 5 条 略</p> <p>別表第 2（第 5 条関係）</p> <p>建設コンサルタント登録、地質調査業者登録、補償コンサルタント登録、同種業務実績及び配置技術者要件を設定する業務</p>

改正後

1 発注業種別の応募条件

(1) 測量業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の 条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	建設コンサル タント登録・ 登録部門	同種業 務実績	特定資格	同種業務履行 実績	特定資格
特に難易度の高い 業務	略				
委託対象設計金額が 2千万円以上					
委託対象設計金額が 8百万円以上2千万 円未満					
委託対象設計金額が 1百万円以上8百万 円未満					

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の 条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	建設コンサル タント登録・ 登録部門	同種業 務実績	特定資格	同種業務履行 実績	特定資格
特に難易度の高い 業務	略				
委託対象設計金額 が2千万円以上					
委託対象設計金額 が1千万円以上2 千万円未満					
委託対象設計金額 が8百万円以上1 千万円未満					
委託対象設計金額 が1百万円以上8 百万円未満					

改正前

1 発注業種別の応募条件

(1) 測量業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の 条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	建設コンサル タント登録・ 登録部門	同種業 務実績	特定資格	同種業務履行 実績	特定資格
特に難易度の高い 業務	略				
委託対象設計金額が 2千万円以上					
委託対象設計金額が 8百万円以上2千万 円未満					
委託対象設計金額が 5百万円以上8百万 円未満					

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の 条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	建設コンサル タント登録・ 登録部門	同種業 務実績	特定資格	同種業務履行 実績	特定資格
特に難易度の高い 業務	略				
委託対象設計金額 が2千万円以上					
委託対象設計金額 が1千万円以上2 千万円未満					
委託対象設計金額 が8百万円以上1 千万円未満					
委託対象設計金額 が5百万円以上8 百万円未満					

改正後

(3) 地質調査業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の 条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	地質調査業 者登録等	同種業 務実績	特定資格	同種業務履 行実績	特定資格
特に難易度の高い 業務	略				
委託対象設計金額が 2千万円以上					
委託対象設計金額が 1千万円以上2千万 円未満					
委託対象設計金額が 8百万円以上1千万 円未満					
委託対象設計金額が <u>1</u> 百万円以上8百万 円未満					

(4) 補償関係コンサルタント業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の 条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	補償コンサル タント登録・ 登録部門	同種業 務実績	特定資格	同種業務履 行実績	特定資格
特に難易度の高い 業務	略				
委託対象設計金額が 2千万円以上					
委託対象設計金額が 1千万円以上2千万 円未満					
委託対象設計金額が 8百万円以上1千万 円未満					
委託対象設計金額が <u>1</u> 百万円以上8百万 円未満					

改正前

(3) 地質調査業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の 条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	地質調査業 者登録等	同種業 務実績	特定資格	同種業務履 行実績	特定資格
特に難易度の高い 業務	略				
委託対象設計金額が 2千万円以上					
委託対象設計金額が 1千万円以上2千万 円未満					
委託対象設計金額が 8百万円以上1千万 円未満					
委託対象設計金額が <u>5</u> 百万円以上8百万 円未満					

(4) 補償関係コンサルタント業務

公告事項 業務の 難易度・規模	入札参加者の条件				低価格落札者の 条件
	会社要件		配置技術者要件		配置技術者要件
	補償コンサル タント登録・ 登録部門	同種業 務実績	特定資格	同種業務履 行実績	特定資格
特に難易度の高い 業務	略				
委託対象設計金額が 2千万円以上					
委託対象設計金額が 1千万円以上2千万 円未満					
委託対象設計金額が 8百万円以上1千万 円未満					
委託対象設計金額が <u>5</u> 百万円以上8百万 円未満					

改正後

別表第4（第5条関係）

県内に本店を有する有資格者の場合

(1) 建築関係建設コンサルタント業務以外の測量等業務に係るもの

業種	規模	委託対象設計金額が100万円以上300万円未満	委託対象設計金額が300万円以上800万円未満	委託対象設計金額が800万円以上1千万円未満	委託対象設計金額が1千万円以上2千万円未満	委託対象設計金額が2千万円以上
	難易度					
測量業務	特に高い	A級の要件を満たす者であること。				
	通常	<u>測量業務共通仕様書（昭和54年11月13日付発管第198号鳥取県土木部長通知）の規定を満たす技術者が配置可能、かつ、測量士3名未満を保有する者であること。</u>				
土木関係建設コンサルタント業務	特に高い	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を20名以上保有する者であること。				
	高い	A級の要件を満たす者であること。			略	
	通常	<u>B級の要件を満たし、かつ、設計業務共通仕様書（平成10年4月3日付管第2号鳥取県土木部長通知）の規定を満たす技術者が配置可能な者であること。</u>				

改正前

別表第4（第5条関係）

県内に本店を有する有資格者の場合

(1) 建築関係建設コンサルタント業務以外の測量等業務に係るもの

業種	規模	委託対象設計金額が500万円以上800万円未満	委託対象設計金額が800万円以上1千万円未満	委託対象設計金額が1千万円以上2千万円未満	委託対象設計金額が2千万円以上
	難易度				
測量業務	特に高い	A級の要件を満たす者であること。			
	通常	略			
土木関係建設コンサルタント業務	特に高い	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を20名以上保有する者であること。			
	高い	A級の要件を満たす者であること。		略	
	通常	略			

改正後

改正前

業種	規模	委託対象設計金額が100万円以上300万円未満	委託対象設計金額が300万円以上800万円未満	委託対象設計金額が800万円以上1千万円未満	委託対象設計金額が1千万円以上2千万円未満	委託対象設計金額が2千万円以上
	難易度					
地質調査業務	特に高い	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を20名以上保有する者であること。				
	高い	A級の要件を満たす者であること。			略	
	通常	<u>B級の要件を満たし、かつ、地質・土質調査共通仕様書（平成4年3月5日付管第224号鳥取県土木部長通知）の規定を満たす技術者が配置可能な者であること。</u>	略			

業種	規模	委託対象設計金額が500万円以上800万円未満	委託対象設計金額が800万円以上1千万円未満	委託対象設計金額が1千万円以上2千万円未満	委託対象設計金額が2千万円以上
	難易度				
地質調査業務	特に高い	A級の要件を満たし、かつ、全技術者を20名以上保有する者であること。			
	高い	A級の要件を満たす者であること。		略	
	通常	略			

改正後

改正前

業種	規模		委託対象設計金額が100万円以上300万円未満	委託対象設計金額が300万円以上800万円未満	委託対象設計金額が800万円以上1千万円未満	委託対象設計金額が1千万円以上2千万円未満	委託対象設計金額が2千万円以上
	難易度						
補償関係コンサルタント業務	特に高い		A級の要件を満たし、かつ、用地調査等業務共通仕様書（平成31年3月18日付第201800342486号県土整備部長通知）（以下共通仕様書という。）の規定を満たす技術者が配置可能な者であること。				
	通常	土地調査業務以外					
		土地調査業務	下記以外 共通仕様書に規定する用地測量を含む場合	略			

業種	規模		委託対象設計金額が500万円以上800万円未満	委託対象設計金額が800万円以上1千万円未満	委託対象設計金額が1千万円以上2千万円未満	委託対象設計金額が2千万円以上
	難易度					
補償関係コンサルタント業務	特に高い		A級の要件を満たし、かつ、用地調査等業務共通仕様書（平成31年3月18日付第201800342486号県土整備部長通知）（以下共通仕様書という。）の規定を満たす技術者が配置可能な者であること。			
	通常	土地調査業務以外				
		土地調査業務	下記以外 共通仕様書に規定する用地測量を含む場合	略		

改正後

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

業種	規模	委任設計対象金額が <u>100万円以上300万円未満</u>	委任設計対象金額が <u>300万円以上500万円未満</u>	委任設計対象金額が500万円以上900万円未満	委任設計対象金額が900万円以上
	難易度				
建築設計業務	特に高い	① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 別途条件を付す			
	高い	① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② <u>一級建築士又は二級建築士を合計3名以上かつ一級建築士を2名又は3名保有する者であること。(Bランク)</u>		② 一級建築士を4名以上有する者であること。(Aランク)	
		通常	① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② <u>一級建築士を1名保有する者であること。(Cランク)</u>	② <u>一級建築士を2名又は3名保有する者であること。(Bランク)</u>	略
設備設計業務	—	① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 別途条件を付す			
建築監理業務	—	① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 一級建築士及び二級建築士の数が、当該業務の対象となる工事の建築設計業務に係る委託対象設計金額及び難易度（以下「設計委託額等」という。）に応じて建築設計業務について定める数以上いること。ただし、建築監理業務が相対的に容易であることが明らかな場合には、当業務に係る設計委託額等に応じた業務ランクの一つ下位の業務ランクの建築設計業務について定める数以上いれば足りるものとするができる。			

改正前

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

業種	規模	委任設計対象金額が500万円以上900万円未満	委任設計対象金額が900万円以上
	難易度		
建築設計業務	特に高い	① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 別途条件を付す	
	高い	① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 一級建築士を4名以上有する者であること。(Aランク)	
	通常	① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 略	
設備設計業務	—	① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 別途条件を付す	
建築監理業務	—	① 建築士法第23条第1項の規定に基づき建築士事務所の登録を受けている者であること。 ② 一級建築士及び二級建築士の数が、当該業務の対象となる工事の建築設計業務に係る委託対象設計金額及び難易度（以下「設計委託額等」という。）に応じて建築設計業務について定める数以上いること。ただし、建築監理業務が相対的に容易であることが明らかな場合には、当業務に係る設計委託額等に応じた業務ランクの一つ下位の業務ランクの建築設計業務について定める数以上いれば足りるものとするができる。	

附 則

この改正は、令和4年4月1日以後に調達公告を行う測量等業務から適用する。